

東海市告示第109号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定による委託をしたため、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

東海市長 花田 勝重

1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

名称	事務所の所在地
株式会社 まちづくり東海	愛知県東海市中央町四丁目2番地

2 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等

太田川駅前イベント広場における都市公園使用料（東海市都市公園条例（昭和48年東海市条例第35号）第3条第1号及び第2号に掲げる行為に関する使用料に限る。）

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年3月27日

4 法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和6年4月1日

5 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで